

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
17	鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し	環境省	1
35	登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止	法務省、国土交通省	4
25	新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	7
24	バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し	国土交通省	14
31	都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し	国土交通省	23
2	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	厚生労働省	31



提案に対する考え方

- 163. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等
- 164. 第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続に関する規定の見直し

2021年10月12日

環境省



163. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等



二次回答の要点

- 二つの計画が互いに補完しながら機能していることから、実施計画の規定を廃止することはできない。

※ただし、計画的な個体群管理を行っている都道府県において、PDCAサイクルを回し、必要な見直しを行うことを前提にするならば、両計画をまとめて定めることは可能

第二種特定鳥獣管理計画

- おおむね **3～5年間の中長期の総合的な管理計画**
- シカやイノシシ等の獣種ごとに、その生息数の減少や生息域の範囲の縮小
- 鳥獣の生息状況の調査等を実施した上で、
 - ・ 捕獲目標の設定
 - ・ 狩猟に係る規制の解除・緩和等を規定

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

- 都道府県が行う指定管理鳥獣（シカ・イノシシ）に関する**具体的な捕獲計画**
原則として **1年間**（年度を超える、1年を一定程度超えることは可能）
- **特定計画の目標を達成**するための個体群管理（捕獲）
- 前年度の捕獲実績を検証し、PDCAサイクルを回しながら、きめ細かく捕獲計画を見直し

PDCAサイクルをきめ細かく回す必要性

- ① **生息頭数の年変動が大きく、地域の中での生息密度も毎年変化**
 - ・ シカやイノシシは生息頭数の年変動が大きく、適切な捕獲を実施しないとすぐに生息頭数が増加
 - ・ 捕獲等により、毎年生息密度、生息分布が変わることから、捕獲範囲の見直しが必要
- ② **気象条件や感染症による減少**
 - ・ 毎年の気象変動（例えば、大雪による食料不足や生息環境の変化）や豚熱などの感染症により、急激な個体数の減少が生じることも（地域個体群の絶滅の事例もある）

機動的、効果的なシカ、イノシシ捕獲の実現

164. 第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続に関する規定の見直し

二次回答の要点

- 審議会その他の合議制機関への意見聴取は必要であるが、審議会の下に部会等を設置することは都道府県の判断で柔軟に行うことが可能

審議会その他の合議制機関への意見聴取の必要性

- 第二種特定鳥獣管理計画では地域の実情に応じて、狩猟期間の延長等、狩猟に係る**規制の緩和などが可能**
- **行政部内における任意の判断に依拠することなく、条例に基づく均衡ある組織・運営が求められる審議会その他の合議制機関の議を経ることにより、専門家、地域の関係者、関係団体等との幅広い合意形成を図ることが必要**

合議制機関の構成

- 学識経験者 ■ 関係自治体 ■ 狩猟者団体 ■ 自然保護団体 ■ 住民代表 など

合議制機関における柔軟な取組事例

- 審議会の下に**部会等を設置**することは、**都道府県知事の判断で柔軟に実施することが可能**

- ※ **37**都道府県では審議会の下に**部会を設置**
- ※ そのうち**23**都府県では、鳥獣関係の審議をより専門的に実施できるよう**鳥獣部会**又は**野生生物部会**等として、一定程度の専門性を持つ部会を設置

なお、特定鳥獣に関する専門家がないとの現場の声を踏まえ、環境省において平成24年から「鳥獣プロデータバンク」における「鳥獣保護管理プランナー」を紹介する支援を実施

登録免許税の税率軽減措置に係る 住宅用家屋証明発行事務について

国土交通省 住宅局
住宅企画官
令和3年10月

4

第2次回答

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 本提案は、法定受託事務である市区町村における証明書の発行事務を廃止すること、言い換えれば、証明書のための要件審査及び証明書発行の主体(窓口)を見直すことを求めており、証明書そのものの存在を否定している訳ではない。
- もちろん、証明書そのものが廃止されれば、それに伴って市区町村における証明発行事務も廃止されるため、そのような結論となることも吝かではないが、証明書そのものの廃止と要件審査・証明書発行の主体(窓口)の見直しを比較すれば、前者の方が社会に与える影響等は大きく、前者のみを検討した場合には、そのハードルの高さから、対応困難と結論付けられるのではと危惧している。については、後者に関しても先送りすることなく、実現に向けて前向きにご検討いただきたい。
- なお、関係府省へのヒアリングの際に国土交通省が提示した資料では、「市区町村以外においても対応可能なものであるか精査」とされているが、審査対応に関しては、建設省住民発第32号通知(昭和59年5月22日最終改正令和3年4月1日)にて、「申請者より提出された書類等により行うもの」とされており、市区町村以外の機関においても十分に対応可能であると考えます。

第2次回答

- 住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じうる税制実務への影響を考慮し、審査主体の見直しの可否の前提として、現行税制の基礎となる要件審査の在り方やその見直しの可否を検討しているところであり、要件審査を見直すとした場合に代替措置を適切に講ずることが可能かも含めて精査し、対応方針を検討してまいりたい。
- また、住宅用家屋証明書の提出が要件とされている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっているところ、今般の提案事項は、令和4年度税制改正の検討過程において予定されている要件審査の検討とあわせて検討する必要があることから、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階まで明らかにできない旨、ご留意いただきたい。
- なお、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で提示いただいた証明書の廃止についての御懸念に関しては、提案自治体からの今回のご提案が、証明書の廃止ではなく、自治体による証明発行事務の廃止であるとの前提で、現行制度の在り方につき検討を進めているところである。

提案事項及び第1次回答

提案団体提案事項

【求める措置】

- 登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止し、法務局が要件審査を行えるように改めること

【見直しによる効果】

- 住宅用家屋証明の交付事務に係る市区町村の負担が軽減される
- 住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、住民にとっても利便性が向上する。(ワ。ンストップサービスにつながる。)

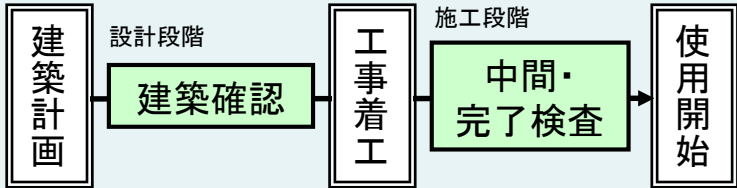
提案への第1次回答

回答:住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査の上、対応方針を検討してまいりたい。

なお、住宅用家屋証明書の提出が義務づけられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっていることから、今般の提案事項については令和4年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要があり、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。

応急仮設建築物に関する建築基準法上の取扱い

- 応急仮設建築物は、応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、**建築確認申請等の手続きや防火・避難等に係る規定等の全部又は一部を適用除外**している。
- 一方、**安全性に係る規定を緩和している建築物が長期間存続することは適当でないことに加え、応急仮設建築物から恒久的な建築物への移行が可能となる期間**を考慮し、特定行政庁による個別の許可を前提として、応急仮設建築物の存続期間を「**3ヶ月＋許可により2年（最長2年3ヶ月）**」と規定している。

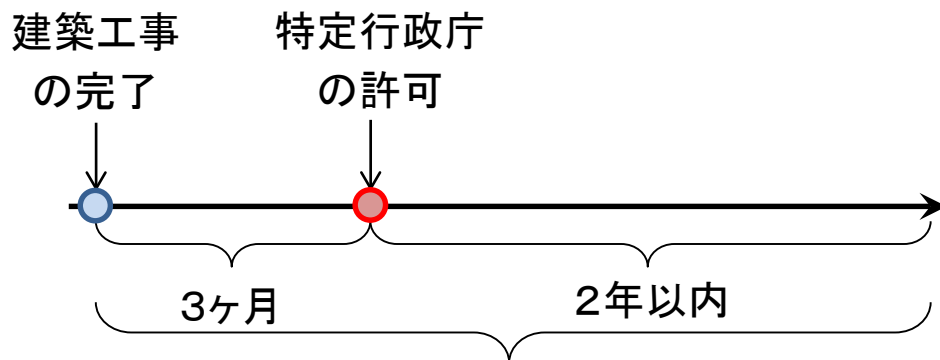
	エリア	建築確認手続き	技術基準 (建築基準法)	存続期間
恒久的な建築物 (常設建築物)	—		全て適用	なし
応急仮設建築物 (法第85条第1項) (法第87条の3第1項)	非常災害区域等内	建築確認→ 不要 中間・完了検査→ 不要 (3ヶ月を超えて存続させる場合、特定行政庁の許可が必要)	緩和 (全て適用除外)	最長 2年3ヶ月 (3ヶ月＋許可により2年)
応急仮設建築物 (法第85条第2項) (法第87条の3第2項)	—	建築確認→ 不要 中間・完了検査→ 不要 (3ヶ月を超えて存続させる場合、特定行政庁の許可が必要)	緩和 (防火・避難等の一部・ 集団規定等の全部を 適用除外)	最長 2年3ヶ月 (3ヶ月＋許可により2年)

重点番号25: 新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長 (国土交通省)

特定非常災害等における応急仮設建築物の存続期間

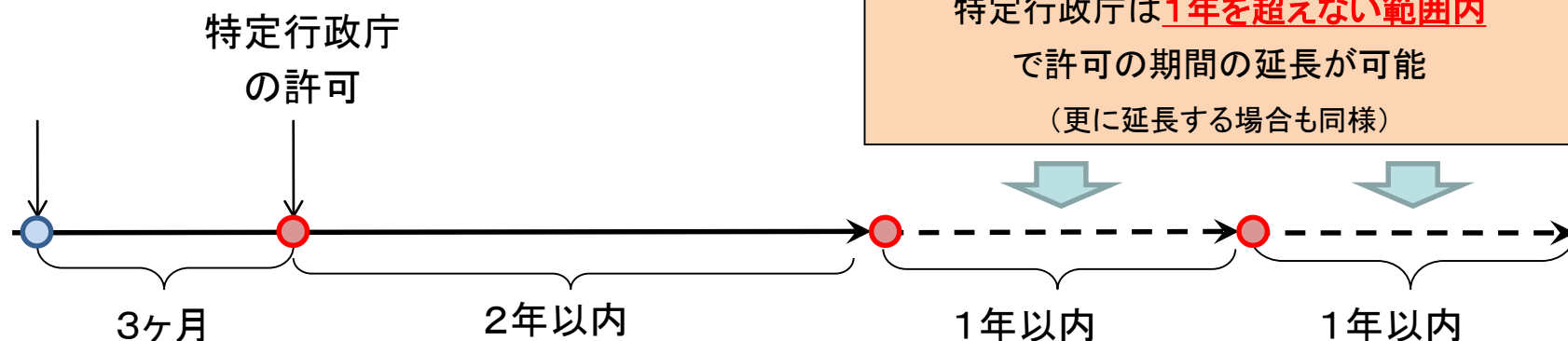
- 災害による被害が甚大で再建に建築基準法で定める存続期間を超えてしまうような場合に対応するため、特定非常災害特措法や東日本大震災復興特区法では、「存続期間の特例に関する措置」を設けている。

■ 建築基準法



存続期間: 最長で2年3ヶ月

- 特定非常災害特措法…被災者の居住の用に供されている応急仮設住宅を存続させる必要がある場合
- 東日本大震災復興特区法…復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合



○ 近年、建設される応急仮設建築物については、被災状況や建設業者の動態など地域の特性等に応じて、木造やプレハブによるものなど、仕様の多様化が進んでいる。

○木造の応急仮設建築物（応急仮設住宅）



○プレハブメーカーによる応急仮設建築物（応急仮設住宅）



提案事項

新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長

提案概要

新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などの応急仮設建築物について、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超えて存続期間を柔軟に延長できるようにしていただきたい。

10



第1次回答

ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等確認の上、対応を検討してまいります。

応急仮設建築物の法律上の整理と建築基準法の関係

施設種別		根拠法	建築基準法との関係 (存続期間)
コロナ関連	臨時の医療施設	新型インフルエンザ等対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> インフル特措法第31条の2第4項に基づき、建築基準法第85条等を準用 存続期間2年3ヶ月が上限
	その他の施設 (発熱外来、PCR検査場等)	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第85条第2項、第87条の3第2項に基づき建設 存続期間2年3ヶ月が上限
災害関連	応急仮設住宅	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第85条第1項又は第2項、第87条の3第1項、第2項に基づき建設 存続期間2年3ヶ月が上限
	特定非常災害法・東日本復興特区法適用	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第85条第1項又は第2項、第87条の3第1項、第2項に基づき建設 各特例法により2年3ヶ月を超えて延長可
	その他の施設	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第85条第1項又は第2項、第87条の3第1項、第2項に基づき建設 存続期間2年3ヶ月が上限
	東日本復興特区法	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第85条第1項又は第2項、第87条の3第1項、第2項に基づき建設 特例法により2年3ヶ月を超えて延長可

特定非常災害指定を受けた災害一覧

- 特定非常災害法の適用対象となる特定非常災害として、過去7件の災害が指定を受けている。
- 特定非常災害として指定を受けた災害による被災地においては、応急仮設住宅の存続期間(2年3ヵ月)の延長許可^{※1}等の特例を受けることができる。

※1 特定行政庁の許可により、1年単位で延長可能

災害名	指定時期	主な被災地
令和2年7月豪雨	2020年(R2年)7月	山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県
令和元年台風19号	2019年(R1年)10月	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
平成30年7月豪雨	2018年(H30年)7月	岡山県・広島県・愛媛県
熊本地震	2016年(H28年)4月	熊本県
東日本大震災 ^{※2}	2011年(H23年)3月	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県
新潟県中越地震	2004年(H16年)11月	新潟県
阪神・淡路大震災	1996年(H8年)12月	兵庫県

※2 東日本大震災の被災地については、東日本大震災復興特区法に基づき、総理大臣認定のあった復興推進計画に位置付けられた応急仮設建築物については、応急仮設住宅に限らず、特定行政庁の許可により、1年単位で延長可能。

存続期間を最長2年3ヶ月としている理由

- 安全性に係る規定を緩和している建築物が長期存続することは適当で無いこと
- 応急仮設建築物から恒久的な建築物への移行が可能となる期間

を考慮し、存続期間を規定している。

新たなニーズ

- 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況における仮設の医療関係施設

災害全般に係る応急仮設建築物についても、復旧・復興が長期にわたる事案が多いことから、検討を進めてほしい(第1次回答を踏まえた提案団体からの見解)

⇒ 存続期間の延長など新たなニーズが生じている

2年3ヶ月を超えて存続する場合の課題

- 最低限の安全性等の規定を緩和している応急仮設建築物について、その存続期間をさらに延長する場合には、如何にして利用者の安全性を確保しながら使用を継続できるのか、個別の建築物ごとに慎重な判断が必要。
- 特定行政庁においては、安全性の確保についての判断に苦慮する可能性の声あり(全国市長会)。

対応方針

- 当初想定していた存続期間(2年3ヶ月)を超える場合に、個々の建築物ごとに、建築物の安全性や継続して使用することの公益上の必要性を担保するため、地域の有識者の活用など既存の仕組みを前提としつつ、それぞれの地域の事情(被災や復興の状況、建築物の状態)に応じて、特定行政庁が存続期間を(既存の特例制度を参考に)延長することができるよう検討。